

新型コロナの「第7波」による感染大爆発へ緊急申し入れ 検査・医療体制・事業者への支援など、危機感を持った対応を

新型コロナ感染症は、感染力の強いB A. 5系統等の変異株への置き換わりが影響し、「第7波」は過去最高を更新する感染大爆発となっています。7月26日、日本共産党熊本市議団と党熊本地区委員会で、「新型コロナウイルス感染症第7波にあたっての緊急申し入れ」を行いました。深水副市長が対応しました。



【要望事項】

- (1) P C R検査体制の抜本的強化。
- (2) 医療・高齢者施設等での定期的無料抗原検査を徹底する、希望する市民へ無料の抗原検査キットを配布する。
- (3) 濃厚接触者の医療・介護等職員の業務継続検査は、全額公費負担に。
- (4) 医療崩壊を招かないよう、医師会と協力し、地域医療機関の全体の強化・連携をすすめる。医療機関への財政支援強化を国へ求める。
- (5) 診療報酬マイナス改定等の見直し、新型コロナ感染症緊急包括交付金の継続を早急に示すよう、国へ求める。
- (6) 保健所の正規・常勤の人員増をすみやかに実施する。
- (7) 保健所の抜本的な体制強化、区ごとの保健所設置をすすめる。
- (8) 土日も含め、患者の病状急変対応、物資提供等ができる保健所体制確保。
- (9) 陽性者との連絡が常時取れる仕組み・体制と、医療機関への徹底。

- (10) 中・若年層のワクチン接種の促進へ、積極的な情報発信を行う。
- (11) 4回目接種の有効性・安全性の情報提供を行い、必要とする人が安全・迅速に接種を受けられるよう取り組む。
- (12) 夏の帰省・観光への感染拡大防止対策を講じ、「第7波」での事業者への影響へ給付金等の支援を国に求め、市独自にも具体的支援を行う。
- (13) 国とも協力し、B A. 5が主流の「第7波」に効果ある対策をすすめる。
- (14) 換気の重要性和効果的換気方法を各分野・機関等に周知し、事業者・福祉施設等へは換気設備・資材への財政的支援を行う。

【控室から】

市田忠義さんの議員勇退

なすまどか

共産党の副委員長である市田忠義さんが、7月25日をもって24年間続けてきた国会議員を勇退されました。市田さんといえば人情に厚く、水俣病問題で調査を行った芦北町の山間集落の寄合にひよっこりと顔を出し、住民を労い、酒を飲みかわし、演歌を披露するなど、人と人とのつながりを大切にされる方です。私の市議選にも駆けつけ、応援演説をされたことを今でも鮮明に覚えています。そんな市田さんが6月の参院本会議で、最後の討論に立たれました。その際、戦前、治安維持法に反対して右翼の凶刃に倒れた山本宣治の「民衆の政治運動とは代議士のみに任ずるものではなく、議会外にも活動を要する」とした言葉を紹介しながら、「議員ではなくなっても引き続き、市井にあつて、日本の平和と民主主義の向上のために生ある限り力を尽くしていく」と決意を語られました。引退後もなお、市民と力を合わせ社会進歩に力を尽くそうとする姿が印象的でした。

議会や議員の力だけで社会は変わるものではありません。多くの住民の運動や声の積み重ねが社会を変える原動力です。市田さんに学び、頑張ろうと決意を新たにしました。

日本共産党
熊本市議会だより

NO. 1286
2022年7月31日号
電話 328-2656
FAX 359-5047



熊本市中央区手取本町1-1 メール: kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
発行: 日本共産党熊本市議団HP: 共産党 熊本市議団

検索



上野みえこ
(中央区)



なすまどか
(東区)

重すぎる国保や介護保険の負担軽減を

日本共産党熊本市議会だより 2022年7月31日号 (No.1286)

新型コロナへの対応は、加入者の立場に立って



7月22日、「熊本市国保をよくする会」と一緒に、国民健康保険や介護保険の負担軽減・新型コロナへの対応改善を求めて、要望書を提出しました。要望提出に先立ち行ったアンケート結果や相談会での声も届けました。

(要望内容)

1. 2020年度の単年度収支・累積収支も黒字となったので、政令市の中でも2番目に高い保険料は、一般会計繰り入れを行い、引き下げること。また、介護保険料についても高齢者の生活の思い負担となっているため、軽減すること。
2. 発行を中止している被保険者資格証明書は廃止し、短期被保険証の発行も速やかにやめること。また、病気等の特別な事情のある場合は、滞納処分はしないこと。
3. 令和4年度より未就学児の均等割りが2分の1免除となりました。所得のない0~18歳までの均等割についても免除対象となるように制度を改善すること。
4. 県内で34自治体に広がっている「子どもの医療費助成制度」を、熊本市でも18歳まで完全無償化の制度として実施すること。
5. 「適正服薬推進事業」は、場合によっては自己判断で服薬を控え病状悪化・命にもかかわることや、個人情報漏洩の問題もあるので、民間企業への委託はやめること。
6. コロナ特例減免制度については、所得の比較対象を前年とせず、コロナ禍前の2019年との比較による申請とすること。また、前年度所得がマイナスもしくは0である被保険者も申請ができるよう制度を改善すること。
7. コロナによる感染症罹患における傷病手当は、国が対象外としている事業主等についても、市が独自に支給すること。
8. コロナ関連給付金等が国保料算定にあたり、所得に加算されないようにすること。
9. 国保および介護保険・後期高齢者医療保険のコロナ減免申請については、書類を簡素化し、各担当課の窓口に減免申請書を設置すること。

何より、政令市で2番目に高い国保料の引き下げを

熊本市の国民健康保険料は、政令市で高い方から2番目です。市民所得が低い熊本市民にとって負担は重く、収納率は政令市で最低です。負担の限界を

超え、払えない国保料の実態を反映しています。大西市長になって7分の1に減額された一般会計繰入を増やし、せめて政令市平均には減額すべきです。

必要な人が対象となるコロナ減免に

新型コロナ減免は、所得の減少が前年対比となっています。しかし、3年も続くコロナ禍、減り続けている収入がさらに3割減少となれば、事業は「廃業」

の状況です。要望に先立つ相談会でも、減免対象となった人はわずかでした。

コロナ減免は、コロナ前の所得との対比にすべきです。

事業主への「傷病手当」支給は切実

「コロナになっても、事業主は休めない」、新型コロナの感染急拡大の中で、中小零細事業主の方から切実な声が寄せられています。